

地域脱炭素融資促進利子補給事業の取扱開始について

北海道信用金庫（理事長 佐藤 信明）は、令和4年6月17日、本年度より開始された環境省の「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当金庫は、令和元年より環境省の「地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されておりますが、同事業の新規案件の受付は終了となりました。今後は「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関として、脱炭素の観点から、引き続き地域ESG融資の拡大に努め、地域や企業の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

記

<利子補給対象融資の概要>

取扱開始日	令和4年7月5日（火）
資金使途	地球温暖化対策のための設備投資資金
主な対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素に資するESG融資（注）であること ・融資先事業者が自ら二酸化炭素排出量を算定していること
ご融資額	10億円以内
ご融資利率	当金庫所定の利率
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行日から最長3年間 ・ご融資利率が1.3%以上の場合は1.0% 1.3%未満の場合は（ご融資利率－0.3%） <p>※なお、ご融資利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。</p>
返済方法	年2回（毎年3月10日及び9月10日）元金均等返済
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月10日までに融資日が設定されること ・令和6年9月30日までに工事が完了していること

（注）地域脱炭素に資するESG融資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地球循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合するものをいいます。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

※利子補給額の予算を超過した場合、取扱いが中止となる場合がございます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道信用金庫 特化営業部 松本

電話：011（241）2145